

平成23年12月28日

各位

全国信用協同組合連合会

金融機能強化法に基づく信託受益権等の買取り決定について

当会は、いわき信用組合および相双信用組合より、両信用組合が発行する優先出資について引受けの申込みを受け、当該優先出資の引受けを行うことを決定いたしました。さらに、両信用組合を金融機能の強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）附則第11条第1項に規定する「特定震災特例協同組織金融機関」として、当該引受けに係る信託受益権等について、同法第26条の規定により買取りの申込みを行ってまいりましたが、本日、金融庁において、買取りが決定されましたので、お知らせいたします。

当会は、両信用組合が、強化した財務基盤を背景に、金融仲介機能の強化を図り、地域復興に貢献することを期待しております。また、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、両信用組合に対する万全な支援を行ってまいります。

1. 優先受益権の概要

(1) 概要

①いわき信用組合

1. 信託	いわき信用組合優先出資証券信託受益権
2. 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3. 信託設定時元本	200億円
4. 信託設定日	2012年1月18日
5. 受益権譲渡日	2012年1月18日
6. 譲渡先	(株)整理回収機構

②相双信用組合

1. 信託	相双信用組合優先出資証券信託受益権
2. 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3. 信託設定時元本	160億円
4. 信託設定日	2012年1月18日
5. 受益権譲渡日	2012年1月18日
6. 譲渡先	(株)整理回収機構

(2) 優先受益権の買取り等の方法

いわき信用組合および相双信用組合は当会に対して、私募の方法により優先出資を発行します。当会は、自ら委託者となり設定する信託に、それぞれの優先出資を譲渡します。当会は当初、全ての信託受益権の受益者となりますが、うち国による買取り分について整理回収機構に譲渡します。

	いわき信用組合	相双信用組合
優先出資発行額	200億円	160億円
信託受益権設定額	200億円	160億円
国による保有	175億円	139億円
当会による保有	25億円	21億円

2. 当会の「経営強化指導計画」の概要について

詳細は、別添資料「経営強化指導計画ダイジェスト版」をご参照ください。

以 上